平成３０年（フ）第５９号
沖縄県那覇市字国場1136番地２　県営国場市街地住宅702
債務者　城間　勝也
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１７号
北海道様似郡様似町栄町121番地の１
債務者　澤田美さえ
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成３０年（フ）第７８号
山梨県笛吹市石和町市部574番地１　レオパレスファミーユ103号、前住所山梨県北都留郡丹波山村4186番地
債務者　岡部　正男
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第９５号
山梨県中央市布施162番地２　コーポ河西宮前102号室
債務者　望月　早己
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７３号
三重県亀山市住山町544番地１　いちご
債務者　江島　武志
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４６号
三重県桑名市野田１丁目７番地17、前住所三重県伊勢市常磐２丁目８番５号
債務者　笠間富美子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第５３号
三重県員弁郡東員町大字北大社2167番地　グランディルジン310号
債務者　春田　摩美（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第６６号
三重県桑名市大字大福323番地１　エトワールプレーヌ603号、前住所三重県桑名市赤尾台８丁目21番地　ファーシル102号
債務者　前田　冬樹
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第１９８号
京都市下京区堀川通四条下る四条堀川町273番地　ベラジオ四条堀川　203
債務者　谷尻　和哉
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２４３号
京都市山科区小野御所ノ内町34番地５　ベルメゾン小野202号
債務者　本田　　敬
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３３６号
京都市山科区御陵大津畑町23番地13　エスバストランキル201号
債務者　萩野　勝司
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１５２号
兵庫県尼崎市南竹谷町２丁目15番地の１302、前住所大阪市北区本庄東２丁目５番16―211号
債務者　髙井　基充
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１８３号
兵庫県尼崎市南武庫之荘８丁目１番14号ニューグリーンマンション２Ｆ－Ｂ
債務者　脇谷　光史
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１９６号
兵庫県尼崎市崇徳院２―104―10　２階201、住民票上の住所大阪府吹田市高浜町７番３号
債務者　久津見佳央
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１１号
鳥取県米子市富益町５番地123
債務者　井之上廉堂
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部